

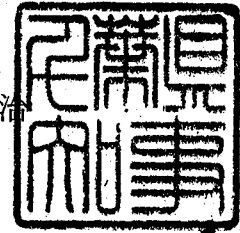


環 第 1 9 7 号

令和2年7月21日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県知事 鈴木 栄治



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響
評価準備書に対する意見について（通知）

令和2年2月3日付けで送付のあった標記準備書に対する意見について、
環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される
同法第20条第1項の規定により、別添のとおり通知します。

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価
準備書に対する意見

一般国道464号北千葉道路は、東葛地域、北総地域の東西方向の骨格となる計画延長約43kmの道路である。このうち、本事業は、首都圏の広域交通ネットワークを形成し、成田空港を含む広域的な地域間の連携や物流機能の強化を図ることなどを目的として、東京外かく環状道路（市川市）と一般国道1.6号（船橋市）を結ぶ延長約15kmの区間に自動車専用道路（4車線）と一般国道（4車線）を一体的に整備するものである。本事業により、交通の利便性が見込まれる一方で、周辺自治体や地域住民等から環境影響に係る懸念が示されており、地域の実情に応じたきめ細かな環境配慮が求められる。

本事業は、市街地を横断する道路という事業特性上、騒音等による生活環境への影響や構造物の設置に伴い一部の地域で日照障害、生活景観への影響が生ずる可能性が高い。さらに、地下式（トンネル部）等の施工箇所においては、掘削及び地下構造物の設置に伴い、水環境及び地盤環境等へ影響を及ぼす可能性が高い。

また、事業区域及びその周辺では、飲用を含め広く地下水利用が行われているほか、雨水浸透施設の設置等により地下水涵養を促進し、地下水・湧水の保全や生物多様性の確保など、水循環の健全化を図る取組が進められており、地下水は地域の環境を特徴付ける重要な要素となっている。さらに、市街化が進む中で大町公園等の樹林地や水辺環境が残存し、そこではオオタカ等の重要な種を含めた地域を特徴付ける動植物種が生息・生育しており、これらの環境は地域住民等の憩いや学びの場にもなっている。

については、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の実施に伴う環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について、所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 全般事項

(1) 環境影響評価の結果の整理

環境影響評価書の作成に当たっては、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第10号）」のほか、道路事業において環境影響評価を行う場合の一般的な技術手法を示した最新の「道路環境影響評価の技術手法（国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）」等の内容を踏まえて環境影響評価の結果を適切に取りまとめること。

(2) 調査、予測及び評価の見直し

本事業は、工事着手及び供用開始の時期が確定されていないことから、事業の実施までに交通の状況や希少動植物の生息・生育状況等に変化が生ずる可能性がある。また、詳細な工事計画及び道路構造が明らかではなく、予測の不確実性が大きいことから、事業計画が具体化した段階で予測条件等を確認し、その結果を踏まえて予測及び評価を見直し、必要な環境保全措置及び事後調査を検討するとともに、その内容を公表すること。

(3) 環境保全措置

ア 複数の案の比較検討及び実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避又は低減されているかどうかを検証するとともに、その内容を明らかにすること。

イ 環境保全措置の具体化に当たっては、最新の知見を踏まえるとともに、関係市とも十分に協議し、措置の内容を検討すること。

ウ 検討過程及び結果を公表するなど、事業の透明性及び客観性を確保すること。

(4) 地域住民等への対応

本事業は、市街地において幹線道路の整備を行うものであり、事業区域周辺の生活環境への影響が懸念されることから、地域住民等に対し、工事中及び供用後に説明会を開催するなど、事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容等について、丁寧に説明すること。また、地域住民等の環境の保全の見地からの意見があった場合は、丁寧に回答するとともに、必要な措置を講ずること。

(5) 事業者への適切な引継ぎ

本意見及び環境影響評価書の内容が適切に履行されるよう、事業者に引き継ぐこと。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果等

(1) 大気環境（大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び粉じん等）、騒音及び超低周波音並びに振動）

自動車の走行に係る影響について、本道路に接続する東京外かく環状道路及び一般国道298号も考慮して大型車混入率を適切に設定の上、改めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置及び事後調査を行うこと。

(2) 大気質

ア 自動車の走行及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、予測に用いるバックグラウンド濃度は、予測対象道路以外の移動発生源、固定発生源、群小発生源及び自然界等全てに由来する大気質濃度に相当するものとして、将来の土地利用及び排出規制の状況等から将来濃度を推定する手法等により適切に設定の上、改めて予測及び評価を行うこと。

イ 建設機械の稼働に係る粉じん等について、一般に散水による飛散防止効果は、水量及び頻度等によって大きく異なるため、十分な効果が得られない場合は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、事後調査を行うこと。

(3) 騒音及び超低周波音

自動車の走行に係る騒音について、2014年に公表された予測モデル（ASJ RTN-Model2013、一般社団法人日本音響学会）により予測が行われているが、2019年に公表された最新のモデル（ASJ RTN-Model2018、同学会）では、トンネル坑口周辺部や信号交差点部の予測計算方法など、最新の知見を踏まえて必要な見直しが図られていることから、当該予測モデルを用いて、改めて予測及び評価を行うこと。

(4) 水質（水の濁り）、水文環境（河川及び地下水）及び地盤（地盤沈下）

ア 水の濁りについて、環境影響の程度が明らかでないことから、公共用水域に排出する工事排水の管理目標値の水準等を設定するなどした上で、方法書に記載のとおり、事例の引用又は解析による手法により、できる限り定量的に予測し、客観的に評価を行うとともに、必要な環境保全措置及び事後調査を行うこと。

イ 地下水位は、一般に利水や降水等による季節変動が生ずるが、地下水位観測の現地調査の期間が令和元年8月から11月までの4か月間に限定され、十分ではないことから、季節変動を考慮した適切な期間で調査を実施するとともに、その結果も踏まえ、河川流量、地下水位及び地盤沈下について、改めて予測及び評価を行うこと。

ウ 河川流量、地下水位及び地盤沈下について、地下式の道路部及び掘削工事等を行う区間は、地下水流向の遮断等による影響が懸念されることから、その全域において予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。

エ 河川流量、地下水位及び地盤沈下について、予測地域全域における地下水位、地質・水理及び土質等の状況が十分に明らかではなく、予測の不確実性が大きいことから、工事中及び供用後の事後調査を行い、その結果を踏まえて必要な環境保全措置を講ずること。

(5) 動物、植物及び生態系

ア 動物及び植物について、重要な種の生息・生育環境の消失する面積及び生息・生育基盤の分断される区間を明らかにした上で、できる限り定量的に予測し、地域における希少性及び重要性も踏まえて客観的に評価を行うこと。

イ 現地調査で確認されたツノハシバミ及びヤマブドウは、これまで千葉県において確認されていない種であることから、同定及び生育状況を確認し、自生（植栽及び逸出を除く。）している場合は重要種に含めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。

ウ 現地調査で確認されたオオバノハチジョウシダ、カンアオイ、カスミザクラ、シラキ及びヒメユズリハは、既存の文献において、おおむね南房総地域に分布が限定され、事業区域及びその周辺において確認されていない種であることから、同定及び生育状況を確認し、自生（植栽及び逸出を除く。）している場合は重要種に含めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。

エ 移植について、移植方法や種の特性によって活着が困難な場合があることから、高い活着率を確保できるよう、種ごとに生育環境として適切な移植場所を確保すること。また、リスク分散のため、複数の移植時期及び移植場所を設定するとともに、苗圃における播種によって移植個体の増殖を図るなどの措置を講ずること。

オ 生態系について、生態系区分ごとの面積、生息・生育基盤が消失する面積及び生息・生育基盤の分断される区間を明らかにした上で、できる限り定量的に予測し、地域における希少性及び重要性も踏まえて客観的に評価を行うこと。

(6) 環境監視（環境の状況等を継続的に把握するための調査・測定等）

ア 自動車の走行及び建設機械の稼働に係る騒音について、予測値が環境基準値と同程度又はそれ以上の予測地点があり、周辺的生活環境への影響が懸念されることから、環境監視を行い、必要な措置を講ずること。

イ 事業区域周辺では、地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合しない地下水の存在が確認されていることから、工事前に掘削箇所地下水質の調査を行い、汚染が判明した場合には、汚染されている帯水層を的確に把握した上で、適切な汚染拡散防止対策を講ずること。また、環境監視を行い、地下水汚染の拡散が確認された場合は、必要な措置を講ずること。

3 その他

(1) 事業の実施に当たっては、周辺自治体、地域住民等からの懸念や要望に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、双方向のコミュニケーションを図るとともに、生活環境への影響はもとより、地下水、動植物など地域の環境特性にも十分留意した上で、環境保全に万全を期すこと。

(2) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、地域住民等の利便性の向上に努めること。